

岩手県告示第458号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち農林水産部に係るもの（平成20年岩手県告示第259号）の一部を次のように改正する。

平成23年7月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
課名	事業名	課名	事業名
団体指導課	定置網復旧支援資金利子補給、定置網復旧緊急支援資金利子補給、漁業協同組合組織緊急再編対策資金利子補給及び農業共同利用施設災害復旧事業費補助	団体指導課	定置網復旧支援資金利子補給、定置網復旧緊急支援資金利子補給、漁業協同組合組織緊急再編対策資金利子補給、 <u>農業共同利用施設災害復旧事業費補助及び漁業協同組合等機能回復支援事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）</u>
[略]		[略]	
水産振興課	美しい海環境保全対策活動支援交付金、さくらます稚魚生産放流事業費補助及び海洋資源管理事業費補助	水産振興課	美しい海環境保全対策活動支援交付金、さくらます稚魚生産放流事業費補助、 <u>海洋資源管理事業費補助及び漁場復旧対策支援事業費補助</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。			